



## 《年会費》

会員は、年度（4月～3月）毎に、会費をご負担いただきます。年度開始日である4月1日から、6月の通常総会開催日まで、『おおぞら』指定の口座へお振り込み、又は法人事務所へ現金でお支払いください。

会員種別	年会費	内容
個人正会員	3,000 円	この法人の目的に賛同する個人 ※総会での議決権を有する
団体正会員	10,000 円	この法人の目的に賛同する団体 ※総会での議決権を有する
個人賛助会員	(一口) 3,000 円	この法人の事業を賛助する個人
団体賛助会員	(一口) 10,000 円	この法人の事業を賛助する団体

## 《会費支払い方法》

- ① 専用の振込用紙にてお支払いいただく（手数料無料）
- ② 下記口座に直接お振込みいただく

ゆうちょ銀行から）記号：10650 番号：36581501 特定非営利活動法人おおぞら  
他の金融機関から）店名 ○六八（ゼロロクハチ） 店番 068 （普通）3658150  
特定非営利活動法人おおぞら

- ③ 法人事務局にて直接お支払いいただく（平日：午前9～午後5時まで）

## 《入会にあたっての留意事項》

- (1) 会員は、法人の運営する事業活動の推進を支援します。
- (2) 会員は、住所、氏名（法人・団体の名称）、や電話番号等の連絡先に変更が生じた場合、直ちに法人に届け出てください。
- (3) 会員の有効期限は会費納入年度（3月末）までです。期限内にお申し出のない場合は、会員資格は自動的に継続されます。尚、2年間会費を未納したときは、会員の資格を失うものとします。
- (4) 正会員は、総会における表決権を有します。  
※団体会員は、1年度毎に1名、総会において議決権を有する者の氏名を、理事長に届け出てください。
- (5) 正会員が退会するときは、退会届を理事長に届け出てください。
- (6) 法人は、既に納入された会費は返還しません。
- (7) 法人は、会員が定款等の事項に違反したとき、又は法人に損害を与えたとき、会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、総会の議決によって会員を除名することができます。